

大正十二年勅令第三百六十九号

恩給給与規則

第一章 恩給ノ請求

第一条 普通恩給ヲ受ケムトスル者ハ普通恩給請求書ヲ、増加恩給、傷病年金又ハ傷病賜金ヲ受ケムトスル者ハ公務傷病ニ因ル恩給請求書ヲ退職當時ノ本属庁ヲ経テ裁定庁ニ差出スヘシ

第二条 前条ノ恩給請求書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

- 一 在職中ノ履歷書
- 二 戸籍抄本（之ニ準スヘキモノヲ含ム以下同シ）（退職後請求迄ノ間ニ於テ作成セラレタルモノ）

公務傷病ニ因ル恩給請求書ニハ前項各号ニ掲クル書類ノ外左ノ書類ヲ添付スヘシ

- 一 傷疾疾病カ公務ニ起因シタルコトヲ認ムルニ足ルヘキ書類（例ヘハ現認者ノ現認証明書、所属長ノ事実証明書等）
- 二 症状ノ経過ヲ記載シタル書類
- 三 請求當時ニ於ケル診断書

四 恩給法第五十八条ノ五ニ掲グル障害補償又ハ之ニ相当スル給付ノ金額及之ヲ受ケル事由ノ生ジタル年月日ヲ記載シタル本属庁ノ証明書

恩給ヲ改定スル場合ニ於テ前ニ恩給証書ヲ受ケタルコトアルトキハ前二項各号ニ掲グル書類ノ外其ノ恩給証書ヲ添付スベシ

第二条ノ二 恩給法第五十八条ノ三第三項ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ普通恩給請求書ニ前条第一項各号ニ掲グル書類ノ外同条第二項第二号及第三号ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

第二条ノ三 恩給法第六十五条第二項乃至第五項又ハ恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号以下法律第五十五号ト称ス）附則第三条ノ規定ニ依リ例ニ依ルモノトセラレタル同法ニ依ル改正前ノ恩給法第六十五条ノ二第三項若ハ法律第五十五号附則第二十二條ノ三ノ規定ニ依ル加給ヲ含ム増加恩給又ハ傷病年金ヲ請求セントスル場合ニ於テハ公務傷病ニ因ル恩給請求書ニ第二項第一項及第二項各号ニ掲グル書類ノ外其ノ加給ノ原因タルベキ者ノ戸籍謄本（公務員又ハ之ニ準ズベキ者ノ退職ノ時以後ノ加給ノ原因タルベキ者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）及其ノ者（妻ヲ除ク）ガ公務員又ハ之ニ準ズベキ者（以下公務員ト称ス）ノ退職當時（退職後出生シタル子ニ付テハ出生當時、退職後養子ト為リタル子ニ付テハ縁組當

時）ヨリ引續キ之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルモノナルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ

前項ノ場合ニ於テ加給ノ原因タルベキ者ガ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ナルトキハ同項ノ規定ニ依ルノ外重度障害ノ状態ヲ証スル診断書及生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書ヲ添付スベシ

第一項ノ規定ニ依リ公務員ノ戸籍謄本ヲ添付スルコトトナル場合ニハ第二項第一項第二号ノ戸籍抄本ハ之ヲ添付スルコトヲ要セス

第二条ノ四 法律第五十五号附則第十条、第七條、第二十四条ノ四（普通恩給又ハ扶助料ノ改定ニ関スル部分ヲ除クモノトシ以下次条ニ於テ同ジ）、第二十四条ノ五乃至第二十四条ノ十三、第二十九条、第四十一条乃至第四十二条若ハ第四十二条ノ三乃至第四十五条又ハ恩給法等の一部を改正する法律（昭和十五年法律第三十九号以下法律第三十九号ト称ス）附則第十五條（同条第三項ヲ除クモノトシ以下同ジ）ノ規定ニ依ル普通恩給ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第一條及第二條ノ規定ニ依ルノ外普通恩給請求書ニ請求者ガ退職後恩給法ニ規定スル普通恩給ヲ受ケルノ権利ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ但シ

第二条ノ五 昭和二十八年八月一日以後一時恩給ヲ受ケルノ権利ヲ取得シタル者ガ法律第五十五号附則第十条、第十七條、第二十四条ノ四乃至第二十四条ノ十三若ハ第二十九条ノ規定ニ依ル普通恩給ヲ請求セントスル場合又ハ一時恩給（法律第五十五号附則第四十一条ニ規定スル旧日本医療団ノ職員、同法附則第四十一条ノ二ニ規定スル日本赤十字社ノ救護員、同法附則第四十一条ノ四ニ規定スル旧国際電氣通信株式會社ノ社員、同法附則第四十二条ニ規定スル外国政府職員、同法附則第四十三条ニ規定スル外国特殊法人職員又ハ同法附則第四十三条ノ二ニ規定スル外国特殊機關職員ト為ル前ノ公務員トシテノ在職年ニ基クモノヲ除ク）ヲ受ケルノ権利ヲ取得シタル者ガ法律第五十五号附則第四十一条乃至第四十二条若ハ第四十二条ノ三乃至第四十四条ノ三若ハ法律第三十九号附則第十五條ノ規定ニ依ル普通恩給ヲ請求セントスル場合ニ

於テハ第一条、第二条及前条ノ規定ニ依ルノ外普通恩給請求書ニ左ノ書類ヲ添付スベシ

- 一 当該一時恩給ノ請求ヲ為サザリシ者ニ在リテハ将来当該一時恩給ノ請求ヲ為サザルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書
- 二 当該一時恩給ノ裁定ヲ経タル者ニ在リテハ其ノ裁定ヲ経タルコト及当該一時恩給ヲ返還スルヤ否ヤヲ明瞭ニシ得ル申立書

第二条ノ六 法律第五十五号附則第二十四条ノ三ノ規定ニ適用ニ依リ普通恩給ヲ受ケルノ権利ヲ取得シタル者ガ当該普通恩給ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第一条、第二条、第二条ノ四及前条ノ規定ニ依ルノ外普通恩給請求書ニ在職中ノ職務ニ関連シテ拘禁セラレタルコト並ニ当該拘禁ノ期間及場所ヲ明瞭ニシ得ル法務大臣又ハ厚生労働大臣ノ証明書ヲ添付スベシ

第二条ノ七 法律第五十五号附則第三十条第二項但書及第三項ノ規定ニ依リ第一次ニ普通恩給ノ給与ヲ請求スルコトヲ得ル者ガ普通恩給ノ給与ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第一条及第二条ノ規定ニ拘ラズ未帰還公務員留守家族普通恩給請求書ニ左ノ書類ヲ添付シ公務員ノ本属庁ヲ経テ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

- 一 公務員ノ履歷書
- 二 請求者ノ戸籍謄本（公務員ノ退職ト看做セラレタル日後請求迄ノ間ニ於テ作成セラレタルモノ）
- 三 公務員ガ退職ト看做セラレタル日ノ属スル月ノ翌月以降ノ未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）ニ依ル留守家族手当又ハ特別手当ノ支給ニ関スル本属庁ノ証明書

法律第五十五号附則第三十条第二項但書及第三項ノ規定ニ依リ第二次ニ於テ普通恩給ノ給与ヲ請求スルコトヲ得ル者ガ普通恩給ノ給与ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第一条及第二条ノ規定ニ拘ラズ未帰還公務員留守家族普通恩給請求書ニ先順位者タル者ガ普通恩給ノ給与ヲ受ケルコトヲ得ザルニ至リタルコトヲ証スル書類、先順位者ノ受ケタル普通恩給証書及請求者ノ戸籍謄本（先順位者タル者ガ普通恩給ノ給与ヲ受ケルコトヲ得ザルニ至リタル日後請求迄ノ間ニ於テ作成セラレタルモノ）ヲ添付シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

前二項ノ場合ニ於テ同順位者二人以上アルトキハ其ノ中一人ヲ總代者トシテ普通恩給ノ給与ノ請求ヲ為スベシ此ノ場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依ルノ外未帰還公務員留守家族普通恩給請求書ニ請求者全員連署ノ總代者選任届書ヲ添付スベシ

- 第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ普通恩給ノ給与ヲ受ケル者二人以上アル場合ニ於テ其ノ中ノ一部ノ者ガ普通恩給ノ給与ヲ受ケルコトヲ得ザルニ至リタルトキハ普通恩給証書換請求書ニ普通恩給証書及其ノ者ガ普通恩給ノ給与ヲ受ケルコトヲ得ザルニ至リタルコトヲ証スル書類ヲ添付シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

前項ノ場合ニ於テ第三項ノ規定ニ依ル總代者タル者ガ普通恩給ノ給与ヲ受ケルコトヲ得ザルニ至リ仍普通恩給ノ給与ヲ受ケル者二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ依ルノ外普通恩給証書換請求書ニ此等普通恩給ノ給与ヲ受ケル者全員連署ノ總代者選任届書ヲ添付スベシ

- 第三項及前項ノ場合ニ於テハ此等ノ項ニ規定スル總代者普通恩給ノ支給ノ請求ヲ為スベシ

第二条ノ八 法律第五十五号附則第三十条第二項本文ノ規定ニ依リ普通恩給ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第一条及第二条ノ規定ニ依ルノ外普通恩給請求書ニ左ノ書類ヲ添付スベシ

- 一 法律第五十五号附則第三十条第二項但書及第三項ノ規定ニ依リ普通恩給ノ給与ヲ受ケタル者アルトキハ普通恩給証書及請求者ガ帰国シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル官公署ノ証明書

法律第五十五号附則第三十条第二項但書及第三項ノ規定ニ依リ普通恩給ノ給与ヲ受ケタル者ナキトキハ請求者ガ帰国シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル官公署ノ証明書

前項第一号ノ場合ニ於テハ第二条第一項第一号ノ履歷書ハ之ヲ添付スルコトヲ要セス

第二条ノ九 法律第五十五号附則第二十四条ノ三ノ規定ニ適用ニ依リ又ハ法律第五十五号附則第二十四条ノ四ノ規定ニ依リ普通恩給ノ改定ヲ請求セントスル者ハ普通恩給改定請求書ニ左ノ書類ヲ添付シ退職當時ノ本属庁ヲ経テ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

- 一 在職中ノ履歷書
- 二 恩給証書
- 三 法律第五十五号附則第二十四条ノ三ノ規定ノ適用ヲ受ケル者ニ在リテハ在職中ノ職務ニ関連シテ拘禁セラレタルコト並ニ当該拘禁ノ期間及場所ヲ明瞭ニシ得ル法務大臣又ハ厚生労働大臣ノ証明書

第二条ノ十 法律第五十五号附則第十六条第二項ノ規定ニ依ル傷病賜金又ハ法律第五十五号

附則第二十二條若ハ第二十九條ノ規定ニ依ル増加恩給、傷病年金若ハ傷病賜金ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第一條、第二條及第二條ノ三ノ規定ニ依ル外公務傷病ニ因ル恩給請求書ニ請求者ガ退職後恩給法ニ規定スル普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添附スベシ但シ第二條第一項第二号ノ戸籍抄本ハ當該恩給ヲ受クルノ權利ヲ取得シタル時以後請求迄ノ間ニ於テ作成セラレタルモノタルヲ要ス

前項ノ場合ニ法律第五十五号附則第十六條第二項ノ規定ニ依ル傷病賜金ヲ請求セントスル場合ヲ除クニ於テ増加恩給若ハ傷病年金ノ裁定ヲ經タルコトアルトキ又ハ旧恩給法ノ特例ニ關スル件(昭和二十一年勅令第六十八号以下旧勅令第六十八号ト稱ス)第六條第一項ニ規定スル傷病賜金ヲ受ケタルトキハ前項ニ規定スル書類ノ外増加恩給若ハ傷病年金ノ裁定ヲ經タルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書又ハ傷病賜金ノ裁定通知書ヲ添附スベシ此ノ場合ニ於テハ第二條第一項第一号及第二項第一号ニ掲グル書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ法律第五十五号附則第二十二條第四項本文ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ナルトキハ前項前段ニ規定スル書類ノ外請求者ガ旧勅令第六十八号施行ノ際受ケザリタル増加恩給又ハ傷病年金ニ付恩給法ノ一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号以下次項ニ於テ法律第三十一号ト稱ス)ニ依ル改正前ノ恩給法第五十條第一項又ハ第三項ノ規定ノ適用ヲ受ケザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添附スベシ此ノ場合ニ於テハ第二條第二項第二号及第三号ニ掲グル書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

第二項ノ場合ニ於テ請求者ガ法律第五十五号附則第二十二條第四項但書ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ナルトキハ第二項前段ニ規定スル書類ノ外法律第五十五号附則第二十二條第四項但書ノ規定ノ適用ヲ受ケントスルコト及請求者ガ旧勅令第六十八号施行ノ際受ケザリタル増加恩給又ハ傷病年金ニ付法律第三十一号ニ依ル改正前ノ恩給法第五十條第一項又ハ第三項ノ規定ノ適用ヲ受ケザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添附スベシ

法律第五十五号附則第二十九條ノ規定ニ依ル増加恩給、傷病年金又ハ傷病賜金ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第一條、第二條及第二條ノ三ノ規定ニ依ル外公務傷病ニ因ル恩給請求書ニ左ノ書類ヲ添附スベシ但シ第二條第一項第二号ノ戸籍抄本ハ當該恩給ヲ受クルノ權利ヲ取得シタル時以後請求迄ノ間ニ於テ作成セラレタルモノタルヲ要ス

一 請求者ガ退職後恩給法ニ規定スル普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 法律第五十五号附則ノ規定ニ依ル一時恩給ヲ受クルノ權利ヲ取得シタル者ニシテ當該一時恩給ノ請求ヲ為サザリシモノニ在リテハ將來當該一時恩給ノ請求ヲ為サザルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

三 法律第五十五号附則ノ規定ニ依ル普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ取得シタル者ニシテ當該普通恩給ノ裁定ヲ經タルモノニ在リテハ普通恩給證書、法律第五十五号附則ノ規定ニ依ル一時恩給ヲ受クルノ權利ヲ取得シタル者ニシテ當該一時恩給ノ裁定ヲ經タルモノニ在リテハ其ノ裁定ヲ經タルコト及當該一時恩給ヲ返還スルヤ否ヲ明瞭ニシ得ル申立書

四 請求者ガ在職中ノ職務ニ關連シテ拘禁セラレタルコト並ニ當該拘禁ノ期間及場所ヲ明瞭ニシ得ル法律大臣又ハ厚生労働大臣ノ証明書

第二條ノ十二 法律第五十五号附則第三十條第四項ノ規定ニ依ル増加恩給、傷病年金又ハ傷病賜金ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第一條、第二條及第二條ノ三ノ規定ニ依ル外公務傷病ニ因ル恩給請求書ニ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 法律第五十五号附則第三十條第二項但書及第三項ノ規定ニ依リ普通恩給ノ給与ヲ受ケタル者アルトキハ普通恩給證書及請求者ガ帰國シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル官公署ノ証明書

二 法律第五十五号附則第三十條第二項但書及第三項ノ規定ニ依リ普通恩給ノ給与ヲ受ケタル者ナキトキハ請求者ガ帰國シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル官公署ノ証明書

第二條ノ十三 法律第五十五号附則第五條ノ規定ニ依ル傷病賜金ヲ請求セントスル者ハ第一條及第二條ノ規定ニ拘ラズ昭和二十八年法律第五十五号附則第五條ノ規定ニ依ル傷病賜金請求書ニ恩給證書ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

第二條ノ十四 未帰還者留守家族等援護法附則第四十六條ノ規定ニ依ル手当ノ支給ニ係ル未帰還者タリシ者ガ普通恩給又ハ増加恩給、傷病年金若ハ傷病賜金ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第一條乃至第二條ノ五、第二條ノ八、第二條ノ十及第二條ノ十二ノ規定ニ依ル外恩給請求書ニ當該手当ノ支給ニ關スル本属庁ノ証明書ヲ添附スベシ

第二條ノ十五 法律第五十五号附則第四十六條第一項、第四十七條又ハ第四十八條ノ規定ニ依ル普通恩給、増加恩給又ハ傷病年金ヲ請求セントスル場合ニ於テハ前十五條ノ規定ニ依ル外當該恩給ノ請求書ニ左ノ書類ヲ添附スベシ但シ第二條ノ四本文、第二條ノ十第一項本文及第二條ノ十一第一号ノ申立書ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

一 請求者ガ刑ニ処セラレタルコトニ因リ恩給ヲ受クルノ權利又ハ資格ヲ失ヒタルコト及當該刑ノ言渡ノ効力ガ失ハレタルモノトサレタルコト(併合罪ニ付併合シテ刑ニ処セラレタル者ニシテ法律第五十五号附則第四十八條ノ規定ニ係ル請求ヲ為サントスルモノニ在リテハ併合罪中或罪ニ付大赦ヲ受ケタルコト)ヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 請求者ガ退職後前号ノ申立ニ係ル刑ニ処セラレタルコトニ因ル外恩給法ニ規定スル普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

法律第五十五号附則第四十六條第二項ノ規定ニ依ル普通恩給、増加恩給又ハ傷病年金ヲ請求セントスル場合ニ於テハ前十五條ノ規定ニ依ル外當該恩給ノ請求書ニ左ノ書類ヲ添附スベシ但シ第二條ノ四本文、第二條ノ十第一項本文及第二條ノ十一第一号ノ申立書ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

一 請求者ガ懲戒又ハ懲罰ノ処分ニ因リ退職シタルコトニ因リ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ヒタルコト及當該懲戒又ハ懲罰ガ免除サレタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 請求者ガ退職後恩給法ニ規定スル普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

第三條 恩給法第五十條第二項又ハ法律第五十五号附則第三條ノ規定ニ依リ例ニ依ルモノトセラレタル同法ニ依ル改正前ノ恩給法第五十條第三項ノ規定ニ依リ再審査ヲ請求スル者ハ再審査請求書ニ第二條第二項第二号及第三号ニ掲グル書類ヲ添ヘ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

再審査ノ請求アリタル場合ニ於テ裁定庁ハ必要ト認ムルトキハ其ノ指定スル医師ノ現在症狀証明書ヲ提出ヲ請求者ニ命スルコトヲ得

第三條ノ二 恩給法第五十八條ノ三第四項ノ規定ニ依リ同條第三項ノ期間ノ延長ヲ請求セントスル者ハ若年停止排除期間延長請求書ニ第二條第二項第二号及第三号ニ掲グル書類並恩給證書ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第三條ノ三 恩給法第六十五條第二項乃至第五項又ハ法律第五十五号附則第三條ノ規定ニ依リ例ニ依ルモノトセラレタル同法ニ依ル改正前ノ恩給法第六十五條ノ三第三項若ハ法律第五十五号附則第二十二條ノ三ノ規定ニ依ル増加恩給ヲ受クル恩給権者ハ其ノ加給ノ原因タル者ノ變動アリタル場合(総務大臣ガ裁定シタル恩給ニ付テ国内ニ居住スル加給ノ原因タル者ガ死亡シタル場合ヲ除ク)ニ於テハ公務傷病ニ因ル恩給改定請求書ニ左ノ書類ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

一 新ニ加給ノ原因タルベキ者ノ生ジタル場合ニ在リテハ恩給證書及其ノ者ノ戸籍簿本並ニ退職後出生シタル子ニ付テハ其ノ者ガ出生當時(退職後養子ト為リタル子ニ付テハ其ノ者ガ縁組當時)ヨリ引續キ増加恩給ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルモノナルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 加給ノ原因タルベキ者ノ生ジタル事由ニ消滅シタル場合ニ在リテハ恩給證書及其ノ事由ノ消滅シタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

第二條ノ三第三項ノ規定ハ前項第一号ノ場合ニ於テ新ニ加給ノ原因タルベキ者ガ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ナル場合ニ之ヲ準用ス

第四條 一時恩給ヲ受ケムトスル者ハ一時恩給請求書ニ在職中ノ履歴書ヲ添附シ退職當時ノ本属庁ヲ經テ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

第五條 法律第五十五号附則第十條乃至第十一條、第十二條ノ二、第十七條、第十七條ノ二又ハ第二十九條ノ規定ニ依ル一時恩給ヲ請求セントスル場合ニ於テハ前條ノ規定ニ依ル外一時恩給請求書ニ請求者ガ退職後恩給法ニ規定スル普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添附スベシ

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ法律第五十五号附則第十一條ノ規定ニ依ル一時恩給ヲ請求セントスル者ナルトキハ同項ニ規定スル書類ノ外其

一条乃至第二條ノ五、第二條ノ八、第二條ノ十及第二條ノ十二ノ規定ニ依ル外恩給請求書ニ當該手当ノ支給ニ關スル本属庁ノ証明書ヲ添附スベシ

第二條ノ十五 法律第五十五号附則第四十六條第一項、第四十七條又ハ第四十八條ノ規定ニ依ル普通恩給、増加恩給又ハ傷病年金ヲ請求セントスル場合ニ於テハ前十五條ノ規定ニ依ル外當該恩給ノ請求書ニ左ノ書類ヲ添附スベシ但シ第二條ノ四本文、第二條ノ十第一項本文及第二條ノ十一第一号ノ申立書ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

一 請求者ガ刑ニ処セラレタルコトニ因リ恩給ヲ受クルノ權利又ハ資格ヲ失ヒタルコト及當該刑ノ言渡ノ効力ガ失ハレタルモノトサレタルコト(併合罪ニ付併合シテ刑ニ処セラレタル者ニシテ法律第五十五号附則第四十八條ノ規定ニ係ル請求ヲ為サントスルモノニ在リテハ併合罪中或罪ニ付大赦ヲ受ケタルコト)ヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 請求者ガ退職後前号ノ申立ニ係ル刑ニ処セラレタルコトニ因ル外恩給法ニ規定スル普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

法律第五十五号附則第四十六條第二項ノ規定ニ依ル普通恩給、増加恩給又ハ傷病年金ヲ請求セントスル場合ニ於テハ前十五條ノ規定ニ依ル外當該恩給ノ請求書ニ左ノ書類ヲ添附スベシ但シ第二條ノ四本文、第二條ノ十第一項本文及第二條ノ十一第一号ノ申立書ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

一 請求者ガ懲戒又ハ懲罰ノ処分ニ因リ退職シタルコトニ因リ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ヒタルコト及當該懲戒又ハ懲罰ガ免除サレタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 請求者ガ退職後恩給法ニ規定スル普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

第三條 恩給法第五十條第二項又ハ法律第五十五号附則第三條ノ規定ニ依リ例ニ依ルモノトセラレタル同法ニ依ル改正前ノ恩給法第五十條第三項ノ規定ニ依リ再審査ヲ請求スル者ハ再審査請求書ニ第二條第二項第二号及第三号ニ掲グル書類ヲ添ヘ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

再審査ノ請求アリタル場合ニ於テ裁定庁ハ必要ト認ムルトキハ其ノ指定スル医師ノ現在症狀証明書ヲ提出ヲ請求者ニ命スルコトヲ得

第三條ノ二 恩給法第五十八條ノ三第四項ノ規定ニ依リ同條第三項ノ期間ノ延長ヲ請求セントスル者ハ若年停止排除期間延長請求書ニ第二條第二項第二号及第三号ニ掲グル書類並恩給證書ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第三條ノ三 恩給法第六十五條第二項乃至第五項又ハ法律第五十五号附則第三條ノ規定ニ依リ例ニ依ルモノトセラレタル同法ニ依ル改正前ノ恩給法第六十五條ノ三第三項若ハ法律第五十五号附則第二十二條ノ三ノ規定ニ依ル増加恩給ヲ受クル恩給権者ハ其ノ加給ノ原因タル者ノ變動アリタル場合(総務大臣ガ裁定シタル恩給ニ付テ国内ニ居住スル加給ノ原因タル者ガ死亡シタル場合ヲ除ク)ニ於テハ公務傷病ニ因ル恩給改定請求書ニ左ノ書類ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

一 新ニ加給ノ原因タルベキ者ノ生ジタル場合ニ在リテハ恩給證書及其ノ者ノ戸籍簿本並ニ退職後出生シタル子ニ付テハ其ノ者ガ出生當時(退職後養子ト為リタル子ニ付テハ其ノ者ガ縁組當時)ヨリ引續キ増加恩給ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルモノナルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 加給ノ原因タルベキ者ノ生ジタル事由ニ消滅シタル場合ニ在リテハ恩給證書及其ノ事由ノ消滅シタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

第二條ノ三第三項ノ規定ハ前項第一号ノ場合ニ於テ新ニ加給ノ原因タルベキ者ガ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ナル場合ニ之ヲ準用ス

第四條 一時恩給ヲ受ケムトスル者ハ一時恩給請求書ニ在職中ノ履歴書ヲ添附シ退職當時ノ本属庁ヲ經テ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

第五條 法律第五十五号附則第十條乃至第十一條、第十二條ノ二、第十七條、第十七條ノ二又ハ第二十九條ノ規定ニ依ル一時恩給ヲ請求セントスル場合ニ於テハ前條ノ規定ニ依ル外一時恩給請求書ニ請求者ガ退職後恩給法ニ規定スル普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添附スベシ

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ法律第五十五号附則第十一條ノ規定ニ依ル一時恩給ヲ請求セントスル者ナルトキハ同項ニ規定スル書類ノ外其

第二條ノ十五 法律第五十五号附則第四十六條第一項、第四十七條又ハ第四十八條ノ規定ニ依ル普通恩給、増加恩給又ハ傷病年金ヲ請求セントスル場合ニ於テハ前十五條ノ規定ニ依ル外當該恩給ノ請求書ニ左ノ書類ヲ添附スベシ但シ第二條ノ四本文、第二條ノ十第一項本文及第二條ノ十一第一号ノ申立書ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

一 請求者ガ刑ニ処セラレタルコトニ因リ恩給ヲ受クルノ權利又ハ資格ヲ失ヒタルコト及當該刑ノ言渡ノ効力ガ失ハレタルモノトサレタルコト(併合罪ニ付併合シテ刑ニ処セラレタル者ニシテ法律第五十五号附則第四十八條ノ規定ニ係ル請求ヲ為サントスルモノニ在リテハ併合罪中或罪ニ付大赦ヲ受ケタルコト)ヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 請求者ガ退職後前号ノ申立ニ係ル刑ニ処セラレタルコトニ因ル外恩給法ニ規定スル普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

法律第五十五号附則第四十六條第二項ノ規定ニ依ル普通恩給、増加恩給又ハ傷病年金ヲ請求セントスル場合ニ於テハ前十五條ノ規定ニ依ル外當該恩給ノ請求書ニ左ノ書類ヲ添附スベシ但シ第二條ノ四本文、第二條ノ十第一項本文及第二條ノ十一第一号ノ申立書ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

一 請求者ガ懲戒又ハ懲罰ノ処分ニ因リ退職シタルコトニ因リ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ヒタルコト及當該懲戒又ハ懲罰ガ免除サレタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 請求者ガ退職後恩給法ニ規定スル普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

第三條 恩給法第五十條第二項又ハ法律第五十五号附則第三條ノ規定ニ依リ例ニ依ルモノトセラレタル同法ニ依ル改正前ノ恩給法第五十條第三項ノ規定ニ依リ再審査ヲ請求スル者ハ再審査請求書ニ第二條第二項第二号及第三号ニ掲グル書類ヲ添ヘ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

再審査ノ請求アリタル場合ニ於テ裁定庁ハ必要ト認ムルトキハ其ノ指定スル医師ノ現在症狀証明書ヲ提出ヲ請求者ニ命スルコトヲ得

ノ者ガ普通恩給ヲ給セラレザルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ

第一項ノ場合ニ於テ請求者ガ法律第五百五十五号附則第十條ノ二、第十二條ノ二又ハ第十七條ノ二ノ規定ニ依ル一時恩給ヲ請求セントスル者ナルトキハ同項ニ規定スル書類ノ外其ノ者ガ普通恩給又ハ退職年金ニ関スル恩給法以外ノ法令ノ規定ニ依ル旧軍人若ハ旧軍属トシテノ實在職年ヲ算入シタル期間ニ基ク退職年金ヲ給セラレザルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ

第五條ノ二 法律第五百五十五号附則第二十四條ノ三ノ規定ニ依リ一時恩給ヲ受ケルノ權利ヲ取得シタル者ガ当該一時恩給ヲ請求セントスル場合ニ於テハ前二條ノ規定ニ依ルノ外一時恩給請求書ニ請求者ガ在職中ノ職務ニ関連シテ拘禁セラレタルコト及当該拘禁期間ヲ明瞭ニシ得ル法律大臣又ハ厚生労働大臣ノ証明書ヲ添付スベシ

前項ニ規定スル請求者ガ法律第五百五十五号附則ノ規定ニ依リ一時恩給ヲ受ケルノ權利ヲ取得シタル者ニシテ当該一時恩給ノ裁定ヲ経タルモノナルトキハ前項ノ規定ニ依ルノ外一時恩給請求書ニ当該一時恩給ノ裁定ヲ経タルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ

第六條 扶助料受ケムトスル者ハ扶助料請求書ヲ裁定序ニ差出スヘシ但シ第七條、第八條第一項第二号、第十條第三項、第十條ノ六第一号又ハ第十條ノ八ノ規定ニ依リ扶助料請求書ニ公務員ノ在職中ノ履歴書ヲ添付スヘキ場合並第十條ノ二乃至第十條ノ五、第十條ノ七、第十條ノ十及第十條ノ十一ニ規定スル場合ニ於テハ公務員ノ本属庁ヲ経テ之ヲ差出スヘシ

第七條 恩給法第七十三條第一項第一号ノ規定ニ依リ第一次ニ扶助料ヲ請求スルコトヲ得ル者カ扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添付スヘシ

- 一 公務員ノ在職中ノ履歴書
  - 二 請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）
  - 三 請求者ガ公務員ノ死亡當時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書
- 前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第七十三條ノ二ノ規定ニ依ル總代者ナルトキハ前項各号ニ掲グル書類ノ外左ノ書類ヲ添付スベシ
- 一 扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ總代者選任届書

二 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

三 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員ノ死亡當時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書（前項第三号ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨ゲズ）

前二項ノ場合ニ於テ公務員前二恩給証書ヲ受ケタルコトアルトキハ前二項各号ニ掲グル書類ノ外其ノ恩給証書ヲ添付スヘシ

第八條 恩給法第七十三條第一項第二号ノ規定ニ依リ第一次ニ扶助料ヲ請求スルコトヲ得ル者カ扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添付スヘシ

一 公務員力既ニ普通恩給ノ裁定ヲ経タルトキハ其ノ恩給証書並請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）及請求者ガ公務員ノ死亡當時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

第九條 前二條ノ場合ニ於テ公務員ノ死亡ガ公務員ニ因ル傷痍疾病ニ起因スルトキハ前二條ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添付スベシ

第十條 恩給法第七十三條第一項各号ノ規定ニ依リ第二次以下ニ於テ扶助料ヲ請求スルコトヲ得ル者カ扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添付スヘシ

- 一 前扶助料権者カ扶助料ヲ受ケルノ權利ヲ失ヒタルコトヲ証スル書類

二 前扶助料権者ノ扶助料証書

三 請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

四 請求者ガ公務員ノ死亡當時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第七十三條ノ二ノ規定ニ依ル總代者ナルトキハ前項各号ニ掲グル書類ノ外左ノ書類ヲ添付スベシ

一 扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ總代者選任届書

二 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

第十條ノ二 法律第五百五十五号附則第十條、第十七條、第二十四條ノ四（普通恩給又ハ扶助料ノ改定ニ関スル部分ヲ除クモノ）トシ以下第十條ノ四ニ於テ同ジ）、第二十四條ノ五乃至第二十四條ノ十三、第二十九條、第二十九條ノ二、第三十五條ノ三（扶助料ノ年額ノ改定ニ関スル部分ヲ除ク）、第四十一條乃至第四十二條若ハ第四十二條ノ三乃至第四十五條又ハ法律第三十九號附則第十五條ノ規定ニ依ル扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第六條乃至前條ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 公務員ガ退職後死亡シタル者ナルトキハ其ノ公務員ガ退職後死亡シタルノ間ニ於テ恩給法ニ規定スル普通恩給ヲ受ケルノ權利ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコト及請求者ガ公務員死亡後恩給法ニ規定スル扶助料ヲ受ケルノ權利又ハ資格ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 公務員ガ在職中死亡シタル者ナルトキハ請求者ガ公務員死亡後恩給法ニ規定スル扶助料ヲ受ケルノ權利又ハ資格ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

前項ノ場合ニ於テ旧勅令第六十八号施行前ニ普通恩給又ハ扶助料ノ裁定ヲ経タルコトアルトキハ同項ニ規定スル書類ノ外普通恩給又ハ扶助料ノ裁定ヲ経タルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ

前項ノ場合ニ於テ旧勅令第六十八号施行前ニ裁定ヲ経タルコトアル普通恩給ニ相當スル普通恩給ニ基ク扶助料又ハ旧勅令第六十八号施行前ニ裁定ヲ経タルコトアル扶助料ニ相當スル扶助料ヲ請求セントスルコトキハ第七條第一項第一号並ニ第九條第一項第一号及第二号ニ掲グル書類（第九條第二項ニ規定スル書類ヲ含ム）ハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ前項ノ申立書ニ公務員ノ退職又ハ死亡當時ノ官職及階等並ニ公務員ノ死亡ノ原因ヲ明記スベシ

第一項ノ場合（第二項ニ規定スル場合ヲ除ク）ニ於テ請求者ガ法律第五百五十五号附則第三十五條ノ二ニ規定スル遺族ナルトキハ第一項ニ規定スル書類ノ外左ノ書類ヲ添付スベシ此ノ場合ニ於テハ第九條第一項第一号及第二号ニ掲グル書類（同条第二項ニ規定スル書類ヲ含ム）ハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ

一 請求者ガ公務員ノ死亡ニ付戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）第二十三條第一項第一号ニ規定スル場合ノ遺族年金（以下本項ニ於テ遺族年金ト称ス）ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ遺族年金ノ裁定ニ関スル厚生労働大臣ノ証明書

二 請求者ガ公務員ノ死亡ニ付遺族年金ヲ受ケタルコトナク戦傷病者戦没者遺族等援護法第三十四條第一項ノ規定ニ依ル弔慰金（同法同条第二項ノ規定ニ依ル場合ヲ除ク）（以下本項ニ於テ弔慰金ト称ス）ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ弔慰金ノ裁定ニ関スル厚生労働大臣ノ証明書

三 請求者ガ公務員ノ死亡ニ付遺族年金又ハ弔慰金ヲ受ケタルコトナク請求者以外ノ者ガ當該公務員ノ死亡ニ付遺族年金ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ者ノ受ケタル遺族年金ノ裁定ニ関スル厚生労働大臣ノ証明書

四 公務員ノ死亡ニ付遺族年金ヲ受ケタル者ナク請求者以外ノ者ガ當該公務員ノ死亡ニ付弔慰金ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ者ノ受ケタル弔慰金ノ裁定ニ関スル厚生労働大臣ノ証明書

第一項、第二項及第四項ノ場合ニ於テ扶助料ヲ受ケントスル者又ハ扶助料ノ加給ノ原因タル

ベキ遺族ニシテ戦傷病者戦没者遺族等援護法ニ依ル遺族年金ヲ受ケタルモノアルトキハ前四項ノ規定ニ依ル書類ノ外其ノ遺族年金ヲ受ケタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書及扶助料ノ加給ノ原因タルベキ遺族ガ法律第五十五号附則第三十五條第二項ノ規定ニ該當スル者ト為ラザルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書(加給ノ原因タルベキ遺族ノ作成シタルモノ)ヲ添付スベシ

**第十條ノ三** 法律第五十五号附則ノ規定ニ依リ恩給法第七十五條第一項第一号ニ規定スル扶助料ヲ受ケルノ権利ヲ取得シタル者ニシテ当該扶助料ノ裁定ノ経タルモノノ法律第五十五号附則ノ規定ニ依リ恩給法第七十五條第一項第二号ニ規定スル扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第六條乃至前條ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ扶助料証書ヲ添付スベシ

**第十條ノ四** 昭和二十八年八月一日以後一時恩給(恩給法第十條ノ二第一項ノ規定ニ依リ請求スルコトヲ得ル場合ニ限ルモノトシ)以下本條ニ於テ同ジ)若ハ一時扶助料(恩給法第十條ノ二第二項ノ規定ニ依リ請求スルコトヲ得ル場合ヲ含ムモノトシ)以下本條ニ於テ同ジ)ヲ受ケルノ権利ヲ取得シタル者ガ法律第五十五号附則第十條、第十七條、第二十四條ノ四乃至第二十四條ノ十三若ハ第二十九條ノ規定ニ依リ扶助料ヲ請求セントスル場合又ハ一時恩給(法律第五十五号附則第四十一條ノ二規定スル旧日本医療団ノ赤十字社ノ救護員、同法附則第四十一條ノ四ニ規定スル旧国際電気通信株式会社ノ社員、同法附則第四十二條ノ規定スル外国政府職員、同法附則第四十三條ノ規定スル外国特殊法人職員又ハ同法附則第四十三條ノ二規定スル外国特殊機関職員ト為ル前ノ公務員トシテノ在職中ニ基クモノヲ除クモノトシ)以下本條ニ於テ同ジ)若ハ一時扶助料ヲ受ケルノ権利ヲ取得シタル者ガ法律第五十五号附則第四十一條乃至第四十二條若ハ第四十五條ノ三乃至第四十四條ノ三若ハ法律第三十九号附則第十五條ノ規定ニ依リ扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第六條乃至第十條ノ二ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添付スベシ

一時恩給又ハ一時扶助料ノ請求ヲ為サザリシ者ニ在リテハ将来當該一時恩給又ハ一時扶助料ノ請求ヲ為サザルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

**第十條ノ五** 法律第五十五号附則第二十四條ノ三ノ規定ニ依リ又ハ法律第五十五号附則第二十九條ノ二ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受ケルノ権利ヲ取得シタル者ガ當該扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第六條乃至前條ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ公務員ガ在職中ノ職務ニ関連シテ拘禁セラレタルコト並ニ當該拘禁ノ期間及場所ヲ明瞭ニシ得ル法律大臣又ハ厚生労働大臣ノ証明書ヲ添付スベシ

**第十條ノ六** 法律第五十五号附則第二十四條ノ三ノ規定ニ適用ニ依リ又ハ法律第五十五号附則第二十四條ノ四ノ規定ニ依リ扶助料ノ改定ヲ請求セントスル者ハ扶助料改定請求書ニ左ノ書類ヲ添付シ公務員ノ本属庁ヲ経テ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

一 公務員ノ在職中ノ履歷書

二 扶助料証書

三 法律第五十五号附則第二十四條ノ三ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受ケルノ権利ヲ取得シタル者ニ在リテハ公務員ガ在職中ノ職務ニ関連シテ拘禁セラレタルコト並ニ當該拘禁ノ期間及場所ヲ明瞭ニシ得ル法律大臣又ハ厚生労働大臣ノ証明書

**第十條ノ七** 法律第五十五号附則第三十條ノ規定ニ依リ扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第六條乃至第十條ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ當該未帰還公務員ノ死亡ガ判明シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ

前項ノ場合ニ於テ法律第五十五号附則第三十條第二項但書及第三項ノ規定ニ依ル普通恩給ノ給付ヲ受ケタル者アルトキハ前項ノ規定スル書類ノ外普通恩給証書ヲ添付スベシ

第一項ノ場合ニ於テ當該未帰還公務員ニ関シ當該扶助料ノ支給ガ始メラルル月ヨリ當該未帰還公務員ノ死亡ガ判明シタル日ノ属スル月迄ノ分トシテ未帰還者留守家族等援護法ニ依リ留守家族手当若ハ特別手当ノ支給ヲ受ケタル者又ハ當該未帰還公務員ノ死亡ニ付同法附則第四十六項ノ規定ニ依リ手当ノ支給ヲ受ケタル者アルトキハ第一項ノ規定スル書類ノ外當該手当ノ支給ニ関スル本属庁ノ証明書ヲ添付スベシ

**第十條ノ八** 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二号)以下法律第二百号ト称ス)附則第四項(扶助料ノ年額ノ改定ニ関スル部分ヲ除ク)ノ規定ニ依リ扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第六條、第八條及第十條ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 請求者ガ公務員ノ死亡ニ付戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)以下本條ニ於テ法律第八十一号ト称ス)附則第二十項ノ規定ニ依ル遺族年金(以下本條ニ於テ遺族年金ト称ス)ヲ受ケタルトキハ其ノ遺族年金ノ裁定ニ関スル厚生労働大臣ノ証明書、請求者ガ公務員ノ死亡ニ付遺族年金ヲ受ケタルコトナク法律第八十一号附則第二十項ノ規定ニ依リ弔慰金(以下本條ニ於テ弔慰金ト称ス)ヲ受ケタルトキハ其ノ弔慰金ノ裁定ニ関スル厚生労働大臣ノ証明書、請求者ガ公務員ノ死亡ニ付遺族年金ヲ受ケタル者ナク請求者以外ノ者ガ當該公務員ノ死亡ニ付遺族年金ヲ受ケタルトキハ其ノ者ガ受ケタル遺族年金ノ裁定ニ関スル厚生労働大臣ノ証明書、公務員ノ死亡ニ付遺族年金ヲ受ケタル者ナク請求者以外ノ者ガ當該公務員ノ死亡ニ付弔慰金ヲ受ケタルトキハ其ノ者ガ受ケタル弔慰金ノ裁定ニ関スル厚生労働大臣ノ証明書

**第十條ノ九** 扶助料ヲ受ケル者二人以上アル場合ニ於テ其ノ中ノ一部ノ者ガ失権シタルトキハ扶助料証書書換請求書ニ扶助料証書及其ノ者ガ扶助料ヲ受ケルノ権利ヲ失ヒタルコトヲ証スル書類ヲ添付シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

前項ノ場合ニ於テ恩給法第七十三條ノ二ノ規定ニ依リ總代者タル扶助料権者ガ失権シ仍扶助料ヲ受ケル者二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ依ルノ外扶助料証書書換請求書ニ此等扶助料ヲ受ケル者全員連署ノ總代者選任届書ヲ添付スベシ

公務員ノ死亡ガ昭和三十三年五月一日以後判明シタル場合ニ於テハ第六條乃至第十條ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ當該公務員ノ死亡ガ判明シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ

前項ノ場合ニ於テ法律第五十五号附則第三十條第二項但書及第三項ノ規定ニ依ル普通恩給ノ給付ヲ受ケタル者アルトキハ前項ノ規定スル書類ノ外普通恩給証書ヲ添付スベシ

第一項ノ場合ニ於テ當該公務員ニ関シ昭和二十二年七月分以降(法律第五十五号附則第十條第一項ノ規定スル旧軍人、旧準軍人及旧軍属ニ関シテハ昭和二十八年四月分以降)當該公務員ノ死亡ガ判明シタル日ノ属スル月迄ノ分トシテ旧未復員者給付法(昭和二十二年法律第八十二号)、旧官吏俸給令(昭和二十一年勅令第九十二号)、旧政府職員ノ新給付実施に關する法律(昭和二十三年法律第四十六号)若ハ一般職ノ職員ノ給付に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)ニ依リ俸給及扶養手当(他ノ法令ニ依ル之ニ相当スル給付ヲ含ム)、未帰還者留守家族等援護法ニ依リ留守家族手当若ハ特別手当又ハ同法附則第四十六項ノ規定ニ依リ手当ノ支給ヲ受ケタル者アルトキハ第一項ノ規定スル書類ノ外當該手当ノ支給ニ関スル本属庁ノ証明書ヲ添付スベシ

**第十條ノ十** 未帰還者留守家族等援護法第二條ノ規定スル未帰還者ニシテ法律第五十五号附則第三十條第一項ノ規定スル未帰還公務員タラザル申立書

一 公務員ガ刑ニ処セラレタルコトニ因リ恩給ヲ受ケルノ権利又ハ資格ヲ失ヒタルコト及當該刑ノ言渡ノ効力ガ失ハレタルモノトサレタルコト(併合罪ニ付併合シテ刑ニ処セラレタル者ニシテ法律第五十五号附則第四十八條ノ規定ニ係ル請求ヲ為サントスルモノニ在リテハ併合罪中或罪ヲ為大赦ヲ受ケタルコト)ヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 公務員ガ退職後死亡迄ノ間ニ於テ前号ノ申立ニ係ル刑ニ処セラレタルコトニ因ルノ外恩給法ニ規定スル普通恩給ヲ受ケルノ権利ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコト及請求者ガ公務員死亡後法律第二百号施行迄ノ間ニ於テ恩給法ニ規定スル扶助料ヲ受ケルノ権利又ハ資格ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

**第十條ノ十一** 法律第五十五号附則第四十六條第一項、第四十七條又ハ第四十八條ノ規定ニ依ル扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ前十四條ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添付スベシ但シ第十條ノ二第一項及第十條ノ八第二号ノ申立書ハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ

一 公務員ガ刑ニ処セラレタルコトニ因リ恩給ヲ受ケルノ権利又ハ資格ヲ失ヒタルコト及當該刑ノ言渡ノ効力ガ失ハレタルモノトサレタルコト(併合罪ニ付併合シテ刑ニ処セラレタル者ニシテ法律第五十五号附則第四十八條ノ規定ニ係ル請求ヲ為サントスルモノニ在リテハ併合罪中或罪ヲ為大赦ヲ受ケタルコト)ヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 公務員ガ退職後死亡迄ノ間ニ於テ前号ノ申立ニ係ル刑ニ処セラレタルコトニ因ルノ外恩給法ニ規定スル普通恩給ヲ受ケルノ権利ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコト及請求者ガ公務員死亡後法律第二百号施行迄ノ間ニ於テ恩給法ニ規定スル扶助料ヲ受ケルノ権利又ハ資格ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

スル場合ニ於テハ第六條、第八條及第十條ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 請求者ガ公務員ノ死亡ニ付戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)以下本條ニ於テ法律第八十一号ト称ス)附則第二十項ノ規定ニ依ル遺族年金(以下本條ニ於テ遺族年金ト称ス)ヲ受ケタルトキハ其ノ遺族年金ノ裁定ニ関スル厚生労働大臣ノ証明書、請求者ガ公務員ノ死亡ニ付遺族年金ヲ受ケタルコトナク請求者以外ノ者ガ當該公務員ノ死亡ニ付遺族年金ヲ受ケタルトキハ其ノ者ガ受ケタル遺族年金ノ裁定ニ関スル厚生労働大臣ノ証明書、公務員ノ死亡ニ付遺族年金ヲ受ケタル者ナク請求者以外ノ者ガ當該公務員ノ死亡ニ付弔慰金ヲ受ケタルトキハ其ノ者ガ受ケタル弔慰金ノ裁定ニ関スル厚生労働大臣ノ証明書

公務員ノ死亡ガ昭和三十三年五月一日以後判明シタル場合ニ於テハ第六條乃至第十條ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ當該公務員ノ死亡ガ判明シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ

前項ノ場合ニ於テ法律第五十五号附則第三十條第二項但書及第三項ノ規定ニ依ル普通恩給ノ給付ヲ受ケタル者アルトキハ前項ノ規定スル書類ノ外普通恩給証書ヲ添付スベシ

第一項ノ場合ニ於テ當該未帰還公務員ニ関シ當該扶助料ノ支給ガ始メラルル月ヨリ當該未帰還公務員ノ死亡ガ判明シタル日ノ属スル月迄ノ分トシテ未帰還者留守家族等援護法ニ依リ留守家族手当若ハ特別手当ノ支給ヲ受ケタル者又ハ當該未帰還公務員ノ死亡ニ付同法附則第四十六項ノ規定ニ依リ手当ノ支給ヲ受ケタル者アルトキハ第一項ノ規定スル書類ノ外當該手当ノ支給ニ関スル本属庁ノ証明書ヲ添付スベシ

**第十條ノ十二** 未帰還者留守家族等援護法第二條ノ規定スル未帰還者ニシテ法律第五十五号附則第三十條第一項ノ規定スル未帰還公務員タラザル申立書

一 公務員ガ刑ニ処セラレタルコトニ因リ恩給ヲ受ケルノ権利又ハ資格ヲ失ヒタルコト及當該刑ノ言渡ノ効力ガ失ハレタルモノトサレタルコト(併合罪ニ付併合シテ刑ニ処セラレタル者ニシテ法律第五十五号附則第四十八條ノ規定ニ係ル請求ヲ為サントスルモノニ在リテハ併合罪中或罪ヲ為大赦ヲ受ケタルコト)ヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 公務員ガ退職後死亡迄ノ間ニ於テ前号ノ申立ニ係ル刑ニ処セラレタルコトニ因ルノ外恩給法ニ規定スル普通恩給ヲ受ケルノ権利ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコト及請求者ガ公務員死亡後恩給法ニ規定スル扶助料ヲ受ケル

ノ権利又ハ資格ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

法律第五十五号附則第四十六條第二項ノ規定ニ依リ扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ前十四條ノ規定ニ依リノ外扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添付スベシ但シ第十條ノ第二項及第十條ノ第八號ノ申立書ハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ

一 公務員ガ懲戒又ハ懲罰ノ処分ニ因リ退職シタルコトニ因リ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ヒタルコト及該懲戒又ハ懲罰ガ免除サレタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 公務員ガ退職後死亡迄ノ間ニ於テ恩給法ニ規定スル普通恩給ヲ受クルノ権利ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコト及請求者ガ公務員死亡後恩給法ニ規定スル扶助料ヲ受クルノ権利又ハ資格ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

第十條ノ十二 恩給法第七十五條第二項ノ規定ニ依リ加給ヲ含ム扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ前十四條ノ規定ニ依リノ外扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 加給ノ原因タルベキ遺族ノ戸籍簿本(公務員死亡ノ時以後ノ加給ノ原因タルベキ遺族ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)(前十四條ノ規定ニ依リ添付スベキ戸籍簿本ト重複スル場合ヲ除ク)

二 加給ノ原因タルベキ遺族ガ公務員ノ死亡當時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコト及扶助料ヲ受ケントスル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

第三條ノ三第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ於テ加給ノ原因タルベキ遺族ガ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ナル場合ニ之ヲ準用ス

第十條ノ十三 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号以下法律第五十一号ト称ス)附則第十四條第一項ニ規定スル加算ヲ含ム扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第六條乃至第十條ノ十一ノ規定ニ依リノ外扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 加算ノ原因タルベキ子ノ戸籍簿本(公務員死亡ノ時以後ノ加算ノ原因タルベキ子ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)(第七條乃至第十條ノ十一ノ規定ニ依リ添付スベキ戸籍簿本ト重複スル場合ヲ除ク)

二 加算ノ原因タルベキ子ガ公務員ノ死亡當時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコト及扶助料ヲ受ケントスル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

三 法律第五十一号附則第十四條ノ第二項ニ規定スル老齢、退職又ハ障害ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ受クルヤ否ヲ明瞭ニシ得ル申立書

加算ノ原因タルベキ子ガ十八歳以上ナル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リノ外扶助料請求書ニ重度障害ノ状態ヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書ヲ添付スベシ但シ当該子が二十歳未満ナル場合ニ於テハ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書ハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ

第十一條 恩給法第七十四條又ハ第七十八條ノ二但書ノ規定ニ依リ扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ第七條乃至第十條ノ十二ノ規定ニ依リノ外扶助料請求書ニ重度障害ノ状態ヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書ヲ添付スベシ但シ請求者ガ公務員ノ死亡ノ時ヨリ重度障害ノ状態ニ在ル夫ナルトキハ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書ハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ

第十一條ノ二 恩給法第七十五條第二項ノ規定ニ依リ加給ヲ受クル扶助料權者ハ其ノ加給ノ原因タル遺族ノ員數ノ増減アリタル場合(總務大臣ガ裁定シタル恩給ニ付テ国内ニ居住スル加給ノ原因タル遺族ガ死亡シタル場合ヲ除ク)ニ於テハ加給員數ノ變動ニ依リ扶助料改定請求書ニ左ノ書類ヲ添付シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

一 加給ノ原因タルベキ遺族ノ員數増加シタル場合ニ在リテハ扶助料証書及戸籍簿本(加給ノ原因タル遺族ノ員數ノ増加ヲ明瞭ニシ得ルモノ)並第十條ノ十二第一項第二号ノ申立書

二 加給ノ原因タル遺族ノ員數減少シタル場合ニ在リテハ扶助料証書及加給ノ原因タル遺族ノ員數ノ減少シタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

第二條ノ三第二項ノ規定ハ前項第一号ノ場合ニ於テ加給ノ原因タルベキ遺族ガ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ナル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條ノ三 法律第五十一号附則第十四條第一項ノ規定ニ依リ加算ヲ受クル扶助料權者ハ其ノ

加算ノ原因タル子ノ員數ノ變動ニ因リ加算ノ年額ニ増減アリタル場合(總務大臣ガ裁定シタル恩給ニ付テ国内ニ居住スル加算ノ原因タル子ガ死亡シタル場合ヲ除ク)ニ於テハ加算員數ノ變動ニ依リ扶助料改定請求書ニ左ノ書類ヲ添付シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

一 加算ノ原因タルベキ子ノ員數ノ増加ニ因リ加算年額ヲ増額スベキ場合ニ在リテハ扶助料証書及戸籍簿本(加算ノ原因タル子ノ員數ノ増加ヲ明瞭ニシ得ルモノ)並第十條ノ十三第一項第二号ノ申立書

二 加算ノ原因タル子ノ員數ノ減少ニ因リ加算年額ヲ減額スベキ場合ニ在リテハ扶助料証書及加算ノ原因タル子ノ員數ノ減少シタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

第十條ノ十三第三項ノ規定ハ前項第一号ノ場合ニ於テ加算ノ原因タルベキ子ガ十八歳以上ナル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條ノ四 恩給法第七十五條第一項第一号ニ規定スル扶助料(恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第三十九号)第七條中法律第五十一号附則第十四條ノ次ニ一条ヲ加フル改正規定ノ施行ノ日以後ニ給与事由ノ生ジタル扶助料ニ限ルモノ)トシ以下本條及第三十四條ノ二第三号ニ於テ同ジ)ヲ受クル者ハ法律第五十一号附則第十四條第一項ノ規定ニ依リ加算ヲ受クルコトトナリタルトキハ加算ニ関スル扶助料改定請求書ニ左ノ書類ヲ添付シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

一 法律第五十一号附則第十四條第一項第二号ニ該當スルニ至リタルトキハ扶助料証書、戸籍簿本(加算ノ原因タル子ノアルコトヲ明瞭ニシ得ルモノ)、第十條ノ十三第一項第二号及第三号ノ申立書並ニ重度障害ノ状態ヲ証スル診断書(加算ノ原因タルベキ子ガ十八歳以上ノ場合)又ハ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書(加算ノ原因タルベキ子ガ二十歳以上ノ場合)

二 法律第五十一号附則第十四條第一項第三号ニ該當スルニ至リタルトキハ扶助料証書及第十條ノ十三第一項第三号ノ申立書

法律第五十一号附則第十四條ノ二第二項ノ規定ニ依リ加算額ノ加算ヲ含ム扶助料ヲ受クル者ハ其ノ後同條第一項ニ規定スル老齢、退職又ハ障害ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ受クルコトナキコトトナリ

タルトキハ加算ニ関スル扶助料改定請求書ニ扶助料証書及第十條ノ十三第一項第三号ノ申立書ヲ添付シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

法律第五十一号附則第十四條第一項ノ規定ニ依リ加算ヲ含ム扶助料ヲ受クル者ハ法律第五十一号附則第十四條ノ二第一項ニ規定スル老齢、退職又ハ障害ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ受クルコトトナリタルトキハ加算ニ関スル扶助料改定請求書ニ前項ニ規定スル書類ヲ添付シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

第十二條 恩給法第七十八條ノ規定ニ依リ扶助料ノ停止ヲ申請スル者ガ次順位者タル場合ニ於テハ該次順位者ハ扶助料停止申請書ニ左ノ書類ヲ添付シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

一 扶助料權者ノ所在不明ナルコトヲ証スル公ノ証明書

二 請求者ノ戸籍簿本(公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)

三 請求者ガ公務員ノ死亡當時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第七十九條ノ二ノ規定ニ依リ總代者ナルトキハ前項ノ規定ニ依リ添付スベキ書類ノ外左ノ書類ヲ添付スベシ

一 扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ總代者選任届書

二 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍簿本(公務員死亡ノ時以後ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)(前項第二号ノ戸籍簿本ト重複スル場合ヲ除ク)

三 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員ノ死亡當時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書(前項第三号ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨グズ)

第十二條ノ二 恩給法第七十八條ノ規定ニ依リ扶助料ノ停止ヲ申請スル者ガ同順位者タル場合ニ於テハ該同順位者ハ扶助料停止申請書ニ扶助料權者ノ所在不明ナルコトヲ証スル公ノ証明書ヲ添付シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

恩給法第七十三條ノ二ノ規定ニ依リ總代者タル扶助料權者ガ所在不明トナリタル場合ニ於テ他ニ扶助料ヲ受クル者二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ依リノ外扶助料停止申請書ニ此等扶助

料ヲ受クル者全員連署ノ総代者選任届書ヲ添付スベシ

**第十二条ノ三** 前二条ノ場合ニ於テハ同時ニ恩給法第七十九条ノ規定ニ依リ扶助料転給ノ請求ヲ為スベシ

**第十三条** 恩給法第七十九条ノ規定ニ依リ扶助料ノ転給ヲ請求スル者ガ次順位者タル場合ニ於テハ当該次順位者ハ其ノ事由ヲ記載シタル扶助料転給請求書ニ左ノ書類ヲ添付シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

一 請求者ノ戸籍簿本（公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

二 請求者ガ公務員ノ死亡当時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第七十九条ノ二ノ規定ニ依リ総代者ナルトキハ前項ノ規定ニ依リ添付スベキ書類ノ外左ノ書類ヲ添付スベシ

一 扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ総代者選任届書

二 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍簿本（公務員死亡ノ時以後ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

（前項第一号ノ戸籍簿本ト重複スル場合ヲ除ク）

三 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員ノ死亡当時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書（前項第二号ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨グズ）

前二項ノ規定ニ依リ添付スベキ書類ハ第十二條ノ規定ニ依リ之ヲ添付シタル場合ハ其ノ添付ヲ要セズ

**第十三条ノ二** 恩給法第七十九条ノ規定ニ依リ扶助料ノ転給ヲ請求スル者ガ同順位者タル場合ニ於テハ当該同順位者ハ其ノ事由ヲ記載シタル扶助料転給請求書ヲ裁定庁ニ差出スベシ

恩給法第七十三条ノ二ノ規定ニ依リ総代者ニ付扶助料停止ノ事由生ジタル場合ニ於テハ二扶助料ヲ受クル者二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ依リ差出スベキ請求書ニ扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ総代者選任届書ヲ添付スベシ但シ第十二条ノ二ノ規定ニ依リ之ヲ添付シタルトキハ其ノ添付ヲ要セズ

**第十三条ノ三** 傷病者遺族特別年金ヲ受ケントスル者ハ傷病者遺族特別年金請求書ニ其ノ者ガ傷

病年金又ハ特例傷病恩給ヲ受クル者ノ死亡ニ関シ扶助料又ハ退職年金ニ関スル恩給法以外ノ法令ノ規定ニ依リ公務員若ハ公務員ニ準ズル者トシテノ在職年ヲ算入シタル期間ニ基ク遺族年金ヲ給セラレザルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付シ之ヲ裁定庁ニ差出スベシ但シ法律第五十一号附則第十五条第五項ニ規定スル傷病者遺族特別年金ヲ受ケントスル者ニ在リテハ当該申立書ハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ

前項ノ規定ニ依リノ外傷病者遺族特別年金ノ請求、停止又ハ転給ニ付テハ第八条、第十条、第十条ノ九、第十一条及第十二条乃至前条ノ規定ヲ準用ス

**第十四条** 恩給法第八十一条又ハ第八十二条ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ受ケムトスル者ハ一時扶助料請求書ヲ裁定庁ニ差出スベシ但シ第十五条第一項第二号又ハ第十六条ノ規定ニ依リ一時扶助料請求書ニ公務員ノ在職中ノ履歴書ヲ添付スヘキ場合ニ於テハ公務員ノ本属庁ヲ経テ之ヲ差出スヘシ

**第十五条** 恩給法第八十一条ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ一時扶助料請求書ニ重度障害ノ状態ヲ証スル診断書及生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ証スル市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ証明書ノ外左ノ書類ヲ添付スヘシ

一 公務員カ既ニ普通恩給ノ裁定ヲ経タルトキハ其ノ恩給証書並請求者ノ戸籍簿本（公務員死亡当時ノ請求者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）及請求者ガ公務員死亡当時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 公務員カ未タ普通恩給ノ裁定ヲ経サルトキハ公務員ノ在職中ノ履歴書並請求者ノ戸籍簿本（公務員死亡当時ノ請求者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）及請求者ガ公務員死亡当時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第八十一条第三項ノ規定ニ依リ総代者ナルトキハ前項ノ規定ニ依リ添付スベキ書類ノ外左ノ書類ヲ添付スベシ

一 一時扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ総代者選任届書

二 請求者以外ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍簿本（公務員死亡当時ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

（前項第二号ノ戸籍簿本ト重複スル場合ヲ除ク）

三 請求者以外ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員死亡当時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書（前項第三号ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨グズ）

**第十六条ノ二** 法律第一百五十五号附則第十条、第十條ノ二、第十二條、第十二條ノ二、第十七條、第十七條ノ二又ハ第二十九條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ前三條ノ規定ニ依リノ外一時扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 公務員ガ退職後死亡シタル者ナルトキハ其ノ公務員ガ退職後死亡シタル間ニ於テ恩給法ニ規定スル普通恩給ヲ受クルノ権利ヲ失フベキ事由ニ該当セザリシコト及請求者ガ公務員死亡後恩給法ニ規定スル扶助料ヲ受クルノ権利又ハ資格ヲ失フベキ事由ニ該当セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書並二請求者ガ扶助料ヲ給セラレザル者ナルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 公務員ガ在職中死亡シタル者ナルトキハ請求者ガ公務員死亡後恩給法ニ規定スル扶助料ヲ受クルノ権利又ハ資格ヲ失フベキ事由ニ該

当セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書及請求者ガ扶助料ヲ給セラレザル者ナルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ法律第一百五十五号附則第十条ノ二、第十二條ノ二又ハ第十七條ノ二ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ請求セントスル者ナルトキハ同項ニ規定スル書類ノ外其ノ者ガ退職年金ニ関スル恩給法以外ノ法令ノ規定ニ依リ旧軍人若ハ旧軍属トシテノ實在職年ヲ算入シタル期間ニ基ク遺族年金ヲ給セラレザルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ

**第十六条ノ三** 法律第一百五十五号附則第二十四條ノ三ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ受クルノ権利ヲ取得シタル者ガ当該一時扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ前四條ノ規定ニ依リノ外一時扶助料請求書ニ公務員ガ在職中ノ職務ニ関連シテ拘禁セラレタルコト及当該拘禁期間ヲ明瞭ニシ得ル法務大臣又ハ厚生労働大臣ノ証明書ヲ添付スベシ

前項ニ規定スル請求者ガ法律第一百五十五号附則ノ規定ニ依リ一時恩給（恩給法第十条ノ二第一項ノ規定ニ依リ請求スルコトヲ得ル場合ニ限ル）又ハ一時扶助料（恩給法第十条ノ二第一項ノ規定ニ依リ請求スルコトヲ得ル場合ヲ含ム）ヲ受クルノ権利ヲ取得シタル者ニシテ当該一時恩給又ハ一時扶助料ノ裁定ヲ経タルモノナルトキハ前項ノ規定ニ依リノ外一時扶助料請求書ニ当該一時恩給又ハ一時扶助料ノ裁定ヲ経タルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ

**第十七条** 恩給法第十条ノ二第一項ノ規定ニ依リ恩給ヲ請求スル者ハ恩給ノ請求書ヲ裁定庁ニ差出スヘシ但シ死亡シタル恩給権者カ恩給ヲ請求ストセハ其ノ本属庁ヲ經由スヘキ場合ニ於テハ其ノ本属庁ヲ経テ之ヲ差出スヘシ

**第十八条** 前条ノ請求書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 死亡シタル恩給権者カ恩給ヲ請求ストセハ添付スルコトヲ要スヘキ書類

二 請求者ノ戸籍簿本（死亡シタル恩給権者ノ死亡当時ノ請求者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）（前号ノ規定ニ依リ添付シタル戸籍簿本ト重複スル場合ヲ除ク）

前条ノ請求者ガ遺族ナル場合ニ於テハ前項各号ニ掲グル書類ノ外請求者ガ公務員ノ死亡当時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ但シ

二 請求者以外ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍簿本（公務員死亡当時ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

（前項第二号ノ戸籍簿本ト重複スル場合ヲ除ク）

三 請求者以外ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員死亡当時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書（前項第三号ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨グズ）

当セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書及請求者ガ扶助料ヲ給セラレザル者ナルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ法律第一百五十五号附則第十条ノ二、第十二條ノ二又ハ第十七條ノ二ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ請求セントスル者ナルトキハ同項ニ規定スル書類ノ外其ノ者ガ退職年金ニ関スル恩給法以外ノ法令ノ規定ニ依リ旧軍人若ハ旧軍属トシテノ實在職年ヲ算入シタル期間ニ基ク遺族年金ヲ給セラレザルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ

**第十六条ノ三** 法律第一百五十五号附則第二十四條ノ三ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ受クルノ権利ヲ取得シタル者ガ当該一時扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ前四條ノ規定ニ依リノ外一時扶助料請求書ニ公務員ガ在職中ノ職務ニ関連シテ拘禁セラレタルコト及当該拘禁期間ヲ明瞭ニシ得ル法務大臣又ハ厚生労働大臣ノ証明書ヲ添付スベシ

前項ニ規定スル請求者ガ法律第一百五十五号附則ノ規定ニ依リ一時恩給（恩給法第十条ノ二第一項ノ規定ニ依リ請求スルコトヲ得ル場合ニ限ル）又ハ一時扶助料（恩給法第十条ノ二第一項ノ規定ニ依リ請求スルコトヲ得ル場合ヲ含ム）ヲ受クルノ権利ヲ取得シタル者ニシテ当該一時恩給又ハ一時扶助料ノ裁定ヲ経タルモノナルトキハ前項ノ規定ニ依リノ外一時扶助料請求書ニ当該一時恩給又ハ一時扶助料ノ裁定ヲ経タルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ

**第十七条** 恩給法第十条ノ二第一項ノ規定ニ依リ恩給ヲ請求スル者ハ恩給ノ請求書ヲ裁定庁ニ差出スヘシ但シ死亡シタル恩給権者カ恩給ヲ請求ストセハ其ノ本属庁ヲ經由スヘキ場合ニ於テハ其ノ本属庁ヲ経テ之ヲ差出スヘシ

**第十八条** 前条ノ請求書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 死亡シタル恩給権者カ恩給ヲ請求ストセハ添付スルコトヲ要スヘキ書類

二 請求者ノ戸籍簿本（死亡シタル恩給権者ノ死亡当時ノ請求者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）（前号ノ規定ニ依リ添付シタル戸籍簿本ト重複スル場合ヲ除ク）

前条ノ請求者ガ遺族ナル場合ニ於テハ前項各号ニ掲グル書類ノ外請求者ガ公務員ノ死亡当時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ但シ

二 請求者以外ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍簿本（公務員死亡当時ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

（前項第二号ノ戸籍簿本ト重複スル場合ヲ除ク）

三 請求者以外ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員死亡当時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書（前項第三号ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨グズ）

料ヲ受クル者全員連署ノ総代者選任届書ヲ添付スベシ

**第十二条ノ三** 前二条ノ場合ニ於テハ同時ニ恩給法第七十九条ノ規定ニ依リ扶助料転給ノ請求ヲ為スベシ

**第十三条** 恩給法第七十九条ノ規定ニ依リ扶助料ノ転給ヲ請求スル者ガ次順位者タル場合ニ於テハ当該次順位者ハ其ノ事由ヲ記載シタル扶助料転給請求書ニ左ノ書類ヲ添付シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

一 請求者ノ戸籍簿本（公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

二 請求者ガ公務員ノ死亡当時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第七十九条ノ二ノ規定ニ依リ総代者ナルトキハ前項ノ規定ニ依リ添付スベキ書類ノ外左ノ書類ヲ添付スベシ

一 扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ総代者選任届書

二 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍簿本（公務員死亡ノ時以後ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

（前項第一号ノ戸籍簿本ト重複スル場合ヲ除ク）

三 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員ノ死亡当時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書（前項第二号ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨グズ）

前二項ノ規定ニ依リ添付スベキ書類ハ第十二條ノ規定ニ依リ之ヲ添付シタル場合ハ其ノ添付ヲ要セズ

請求者が同時ニ第六条ノ規定ニ依リ扶助料ヲ請  
求スルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
前条ノ請求者ガ遺族以外ノ相続人ナル場合ニ  
於テハ第一項各号ニ掲グル書類ノ外相続人タル  
コトヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証  
明書ヲ添付スベシ但シ第一項第二号ノ戸籍謄本  
ニ依リ相続人タルコト顯著ナルトキハ此ノ限ニ  
在ラズ

第十九条 削除

第十九条ノ二 第七條、第八條、第十條、第十條  
ノ十二、第十二條、第十三條、第十五條、第十  
六條及第十八條ニ規定スル場合ニ於テ公務員ノ  
死亡ガ昭和二十二年十二月三十一日以前ナルト  
キハ遺族ガ公務員死亡當時ニ依リ生計ヲ維持  
シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得  
ル申立書ハ之ヲ恩給ノ請求書ニ添付スルコトヲ  
要セズ

第十九条ノ三 法律第五百五十五号附則第十條、第  
十七條又ハ第二十三條ノ規定ニ依リ普通恩給ヲ  
請求セントスル者ハ普通恩給請求ノ際法律第百  
五十五号附則第二十五條第二項ノ規定ニ該當セ  
ザルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書(同項ノ規定ニ  
該當シタルニ在リテハ其ノ後同項ノ規定ニ該  
當セザルニ至リタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル申立  
書)ヲ差出スベシ  
旧恩給法ノ特例に關する件ノ措置に關する法  
律(昭和二十七年法律第二百五号)ニ依リ改正  
前ノ旧勅令第六十八号第八條第一項ニ規定スル  
事由ニ該當シタル者ニシテ恩給ヲ請求セントス  
ルモノハ恩給請求ノ際法律第五百五十五号附則第  
二十九條第四項ノ規定ニ該當セザルコトヲ明瞭  
ニシ得ル申立書(同項ノ規定ニ該當シタル者ニ  
在リテハ其ノ後同項ノ規定ニ該當セザルニ至リ  
タル年月日ヲ明瞭ニシ得ル申立書)ヲ差出スベ  
シ

法律第五百五十五号附則第二十四條の四乃至第  
二十四條の十三、第四十一條乃至第四十二條若  
ハ第四十二條の三乃至第四十八條又ハ法律第三  
十九号附則第十五條ノ規定ニ依リ普通恩給又ハ  
扶助料ヲ受クルノ權利ヲ取得シタル者ハ當該普  
通恩給又ハ扶助料ヲ請求ノ際公務員退職ノ時ニ  
於テ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ取得シタルモノ  
トセバ恩給法以外ノ法令ニ依リ其ノ權利消滅ス  
ベカリシモノニ非ザルコトヲ明瞭ニシ得ル申立  
書ヲ差出スベシ  
法律第五百五十五号附則第四十一條の三又ハ第  
四十二條の二(同法附則第四十三條及第四十三

條の二)ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同ジ)ノ  
規定ノ適用ニ依リ普通恩給若ハ扶助料ヲ請求セ  
ントスル者又ハ普通恩給若ハ扶助料ノ改定ヲ請  
求セントスル者ハ此等ノ請求ノ際同法附則第四  
十一條の三又ハ第四十二條の二ニ規定スル帰國  
シタル日ヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ差出スベシ  
恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二  
年法律第二十六号)附則第十八條ニ規定スル者  
ニシテ普通恩給ヲ請求セントスルモノ又ハ普通  
恩給ノ改定ヲ請求セントスルモノハ此等ノ請求  
ノ際戦傷病者戦没者遺族等援護法ニ依リ障害年  
金ヲ受クルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ差出ス  
ベシ

第十九条ノ四 第二條ノ七第四項、第一條ノ九、  
第三條ノ十一、第三條ノ二第一項、第三條ノ  
三、第十條ノ三、第十條ノ六、第十條ノ九第一  
項又ハ第十一條ノ二乃至第十一條ノ四ノ規定ニ  
依リ恩給ノ請求書ニ恩給証書、普通恩給証書又  
ハ扶助料証書ヲ添付スルコトナル場合ニハ此  
等ノ写ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得  
第二十條 恩給ノ請求ニ付恩給証書又ハ裁定通知  
書ヲ添付スヘキ場合ニ於テ亡失其ノ他ノ事由ニ  
因リ之ヲ添付スルコトヲ得サルトキハ証書書類  
ヲ添へ其ノ事由ヲ届出ツヘシ  
第二十一條 本属庁力廃止セラレタル場合ニ於テ  
ハ書類ハ其ノ庁ノ事務ヲ引継キタル庁ヲ經由ス  
ヘシ

第二章 恩給ノ裁定

第二十二條 本属庁ニ於テ恩給請求書類ヲ受付ケ  
タルトキハ之ヲ調査シ不備ノ点ナキコトヲ認め  
タルトキハ恩給金額計算書ヲ作り履歷書、証明  
書其ノ他ノ添付書類ニ付其ノ庁ニ於テ証明シ得  
ヘキモノハ証明シ速ニ裁定庁ニ之ヲ送付スヘシ  
但シ第二條ノ八第二項ノ規定ニ依リ履歷書ノ添  
付ヲ要セザル場合ニ於テハ恩給金額計算書ヲ作  
ルコトヲ要セズ  
本属庁ニ於テ恩給請求書類ニ不備ノ点アルコ  
トヲ認めタルトキハ相當ノ期間ヲ定メ其ノ不備  
ヲ追完セシムルコトヲ得  
請求者前項ノ期間内ニ不備ノ追完ヲ為ササル  
トキ又ハ本属庁恩給請求理由ナシト認めタルト  
キハ本属庁ハ恩給金額計算書ノ作成ヲ省略シ意  
見ヲ具シ恩給請求書類ヲ裁定庁ニ送付スヘシ

第二十三條 裁定庁ニ於テ恩給請求書類ヲ受付ケ  
タルトキハ之ヲ審査シ恩給請求書類ニ不備ノ点  
ナク且恩給ヲ受クルノ權利アリト認めタルトキ  
ハ年金タル恩給ニ付テハ恩給証書ヲ、一時金タ  
ル恩給ニ付テハ裁定通知書ヲ請求者ニ交付スヘ  
シ但シ第十七條ニ規定スル恩給ノ請求ニ對シテ  
ハ裁定通知書ヲ交付ス  
裁定庁ニ於テ恩給請求書類ニ不備ノ点アルコ  
トヲ認めタルトキハ相當ノ期間ヲ定メ其ノ不備  
ヲ追完セシムルコトヲ得  
請求者前項ノ期間内ニ不備ノ追完ヲ為ササル  
トキ又ハ裁定庁恩給ヲ受クルノ權利ナシト認め  
タルトキハ裁定庁ハ其ノ請求ヲ却下スヘシ

第二十三條ノ二 裁定庁ハ恩給請求書類ニ依リ証  
明セントスル事實ノ一部ニ付十分ナル心証ヲ得  
サル場合ニ於テ争ナキ部分ノ事實ノミヲ以テス  
ルモ尚恩給ヲ給与シ得ルコトヲ認めタルトキハ  
之ヲ他ノ部分ト切離シ先ツ其ノ事實ノミニ基キ  
恩給ノ裁定ヲ為スコトヲ得但シ之ニ因リテ別種  
ノ恩給ヲ給与スルニ至ルヘキトキハ此ノ限ニ在  
ラス  
前項ノ場合ニ於テ争アル事實ニ付立証ヲ得タ  
ルトキハ前裁定ヲ訂正スヘシ

第二十四條 權利者又ハ關係庁ニ於テ恩給証書又  
ハ裁定通知書ニ誤謬アルコトヲ発見シタルトキ  
ハ証書書類ヲ添付シ其ノ旨ヲ裁定庁ニ通知スヘ  
シ  
第二十五條 裁定庁ニ於テ恩給証書又ハ裁定通知  
書ニ誤謬アルコトヲ認めタルトキハ訂正ノ為必  
要ナル手續ヲ為シ其ノ旨ヲ權利者ニ通知スヘシ  
此ノ場合ニ於テ裁定庁ガ必要ト認めタルトキハ  
關係庁ヲ經由スルコトヲ得  
第二十六條 裁定庁ハ審査上必要アリト認めタル  
トキハ請求者又ハ申請者ニ出頭ヲ命ジ又ハ必要ナ  
ル書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得  
第二十七條 裁定庁ハ法律第五百五十五号附則  
又ハ法律第二百号附則ノ規定ニ依リ年金タル恩  
給ニ付テハ第二十三條ノ規定ニ依リ恩給証書ヲ  
交付スル迄ノ間裁定告知書ヲ交付スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ裁定告知書ヲ交付シタル場  
合ニ於ケル第二條乃至第二十五條ノ規定ノ適用  
ニ付テハ此等ノ規定中「恩給証書」、「普通恩給  
証書」又ハ「扶助料証書」トアルハ「裁定告知  
書」トス

第三章 恩給ノ支給  
第二十七條 削除  
第二十八條 削除  
第二十九條 年金タル恩給ハ毎年一月、四月、七  
月、十月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給ス  
但シ一月ニ支給スベキ恩給ハ之ヲ受ケントスル  
者ノ請求アリタルトキハ其ノ前年ノ十二月ニ於  
テモ之ヲ支給スルコトヲ得

前項ニ規定スル支給期月ニ支給スベカリシ恩  
給ハ支給期月ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス  
年金タル恩給ヲ受クルノ權利消滅シタル場合  
ニ於テノ其ノ期ノ恩給ノ支給時期ニ付テハ命令  
ヲ以テ之ヲ定ム  
第四章 異動通知及受給権存否ノ調査  
第二十九條ノ二 裁定庁恩給ノ改定ヲ為シタル場  
合ニ於テ該裁定庁力改定前ノ恩給ノ裁定庁ニ  
非サルトキハ當該裁定庁ハ改定前ノ恩給ノ裁定  
庁ニ對シ改定ヲ為シタル旨並公務員ノ再就職後  
ノ退職當時ニ於ケル官職名、再就職後ノ退職  
年月日、改定前及改定後ノ恩給証書(裁定告知  
書ヲ含ム以下同ジ)ノ記号番号ヲ通知スヘシ  
前項ノ規定ハ法律第五百五十五号施行ノ際現ニ  
恩給ヲ受クル者ニ對シ法律第五百五十五号附則  
ノ規定ニ依リ恩給ノ裁定ヲ為シタル場合ニ於テ當  
該裁定庁ガ法律第五百五十五号施行ノ際現ニ受ク  
ル恩給ノ裁定庁ニ非ザルトキニ之ヲ準用ス

第三十條 普通恩給ヲ受クル者官職ニ就キ恩給法  
第五十八條ノ規定ニ依リ其ノ恩給ヲ停止セラル  
ヘキ場合ニ於テハ其ノ就職當時ノ本属庁ハ速ニ  
其ノ旨ヲ裁定庁ニ通知スヘシ  
第三十一條 年金タル恩給ヲ受クル者禁錮以上ノ  
刑ニ処セラレタルトキ(恩給法第九條第二項ニ  
規定スル犯罪以外ノ犯罪ニ付刑ノ全部ノ執行猶  
予ノ言渡ヲ受ケタルトキヲ除ク)又ハ刑ノ執行  
猶予ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ其ノ宣告又ハ  
取消ヲ為シタル裁判所ハ速ニ其ノ旨ヲ裁定庁ニ  
通知スヘシ  
第三十二條 年金タル恩給ヲ受クル者国籍ヲ失  
ヒ、死亡シ、恩給法第八十條ノ規定ニ該當シ其  
ノ他法令ノ規定ニ依リ其ノ恩給ヲ受クルノ權利  
ヲ失フ場合(總務大臣ガ裁定シタル恩給ヲ受ク  
ル者デ国内ニ居住スルモノガ死亡シタル場合ヲ  
除ク)ニ於テハ本人、遺族又ハ縁故者ヨリ速ニ  
其ノ旨ヲ裁定庁ニ通知スヘシ  
法律第五百五十五号附則第三十條第二項但書及  
第三項ノ規定ニ依リ普通恩給ノ給与ヲ受クル者  
公務員ノ帰國其ノ他恩給ノ給与ヲ受クルコトヲ  
得ザル事由ニ該當シタル場合ニ於テハ本属庁ヨ  
リ速ニ其ノ旨ヲ裁定庁ニ通知スベシ

第三十三條 法律第二百号附則第六項ノ規定ニ依  
リ定メラル額ノ扶助料ヲ給セラルル者アル場  
合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ控除スベキ額ヲ増減  
スベキ事由生ジタルトキハ厚生労働大臣ハ速ニ  
其ノ旨ヲ裁定庁ニ通知スベシ

第三十四條 年金タル恩給ヲ受クル者其ノ本籍又ハ現住所ヲ変更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁定庁ニ届出ツヘシ

第三十四條ノ二 恩給法第九條ノ二ノ規定ニ依ル恩給受給権存否ノ調査ハ左ノ事項ニ付テハ行フ一 遺族タル夫又ハ成年ノ子ガ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキコト又ハ公務員ノ死亡ノ当時ヨリ重度障害ノ状態ニ在ルコトニ因リ扶助料又ハ傷病者遺族特別年金ヲ給セラルルトキハ其ノ者ニ付テハ此等ノ事情ノ繼續ノ有無

二 恩給法第六十五條第二項若ハ第七十五條第二項又ハ恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号以下法律第八十一号ト称ス）附則第十三條第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ受クル受給者ニ付テハ加給ノ原因タル者ガ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ナルトキハ其ノ事情ノ繼續ノ有無

三 法律第五十一号附則第十四條第一項ノ規定ニ依ル加算ノ含ム扶助料ヲ受クル者ニ付テハ法律第五十一号附則第十四條ノ二第一項ノ規定スル老齢、退職又ハ障害ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ受給ノ有無

四 法律第五十一号附則第十四條第一項第一号又ハ第二号ノ規定ニ依リ加算ヲ受クル受給者ニ付テハ加算ノ原因タル子ガ十八歳以上ナルトキハ其ノ加算ノ原因タル事情ノ繼續ノ有無

五 国外ニ居住スル受給者ニ付テハ其ノ生存ノ事實ノ有無

六 恩給法第六十五條第二項若ハ第七十五條第二項、法律第五十五号附則第三條ノ規定ニ依リ例ニ依ルモノトセラレタル同法ニ依ル改正前ノ恩給法第六十五條ノ二第三項、法律第五十五号附則第二十二條ノ三若ハ法律第八十一号附則第十三條第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ受クル受給者又ハ法律第五十一号附則第十四條第一項第一号若ハ第二号ノ規定ニ依リ加算ヲ受クル受給者ニ付テハ加給又ハ加算ノ原因タル者ガ国外ニ居住スルトキハ其ノ生存ノ事實ノ有無

七 前各号ニ掲グルモノノ外裁定庁ガ必要ト認ムルトキハ受給者ノ身分關係ノ變動其ノ他恩給受給権ヲ消滅セラルベキ原因タル事實等ノ有無

第三十四條ノ三 前条ノ調査ノ対象者タル受給者ハ恩給受給権存否ノ調査ニ関スル申立書ニ左ノ區別ニ依ル書類ヲ添附シテ裁定庁ニ差出スベシ

一 前条第一号、第二号又ハ第四号ノ事實ヲ証スル為ニハ重度障害ノ状態ニ在ルコトニ付テハ之ヲ証スル診断書及生活資料ヲ得ルノ途ナキコトニ付テハ之ヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書

二 前条第三号ノ事實ヲ証スル為ニハ第十條ノ十三第一項第三号ノ申立書（恩給受給権存否ノ調査ニ関スル申立書ニ記載シ之ニ代フルコトヲ妨グズ）

三 前条第五号又ハ第六号ノ事實ヲ証スル為ニハ戸籍抄本（裁定庁ガ相当ト認メタル場合ニ於テハ受給者ノ戸籍ニ記載セラレタル事項ニ関スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書ヲ以テ戸籍抄本ニ代フルコトヲ妨グズ）

四 前条第七号ノ事實ヲ証スル為ニハ裁定庁ガ命ズル書類

前項ニ規定スル書類ハ事實ガ裁定庁ニ顯著ナル場合又ハ公ノ証明アル場合ニ於テ裁定庁ガ明カニ之ヲ承認シタルトキハ其ノ承認ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第三十四條ノ四 前条第一項ニ規定スル書類ハ裁定庁ノ定ムル期月ニ差出スモノトス

第三十四條ノ五 裁定庁ハ第三十四條ノ三第一項ニ規定スル書類ヲ差出サザル場合ニ於テ受給権ノ存否ニ付疑アルトキハ之ヲ差出スベキ月ノ次ノ支給期以後ノ恩給ニ付テハ当該書類ヲ差出シタル後ニ於テ支給ヲ為ス如ク措置スベシ

第三十四條ノ六 第三十四條ノ三第一項ノ規定ニ依リ差出ス書類ハ之ヲ差出スベキ月又ハ其ノ前三月以内ノ何レカノ月現在ニ於ケル事項ヲ明瞭ニシ得ルモノタルコトヲ要ス

第五章 恩給証書ノ返還及再交付

第三十五條 年金タル恩給ヲ受クル者死亡シ又ハ恩給ヲ受クルノ權利ヲ失ヒタル場合ニ於テ恩給ヲ受クヘキ順位者ナキトキハ恩給証書ヲ占有スル者ハ速ニ裁定庁ニ之ヲ返還スヘシ

前項ノ場合ニ於テ死亡シ其ノ他ノ事由ニ因リ恩給証書ヲ返還シ得サルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁定庁ニ届出ツヘシ

第三十六條 恩給証書又ハ裁定通知書ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ証拠書類ヲ添へ裁定庁ニ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

第三十七條 恩給証書又ハ裁定通知書ノ再交付アリタル後從前ノ恩給証書又ハ裁定通知書ノ効力ヲ失フ

書ヲ発見シタルトキハ速ニ裁定庁ニ之ヲ返還スヘシ

第三十八條 年金タル恩給ヲ受クル者其ノ氏名ヲ変更シタルトキハ恩給証書及戸籍抄本ヲ添へ其ノ旨ヲ裁定庁ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ裁定庁ハ恩給証書ニ改氏名ノ事實ヲ記載シタル上之ヲ權利者ニ返付スヘシ

第六章 雜則

第三十九條 恩給ヲ受クルノ權利ニ関スル処分又ハ其ノ之ヲ為スコトヲ得

第四十條 恩給法第十五條ノ審議會等ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノハ恩給審査会トス

附則 本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一条乃至第三条ノ改正規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 本令ハ昭和八年二月二日勅令第三一七号

附則 本令ハ昭和八年十月一日以後刑ニ処セラレタル場合ニ付之ヲ適用ス

附則 本令ハ昭和二年七月二日勅令第三六〇号

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

この政令は、公布の日から施行する。

附則 昭和二年六月一日政令第一七三号

この政令は、公布の日から施行する。

附則 昭和二年九月二十九日政令第三〇五号

この政令は、公布の日から施行する。

附則 昭和二年九月一日政令第二一九号

この政令は、昭和三十年十月一日から施行する。

附則 昭和三十年六月二〇日政令第一五〇号

この政令は、公布の日から施行する。

附則 昭和三十一年政令第二三三九号

改正後の第三十四條ノ三第一項に規定する書類を改正後の第三十四條ノ四第二号の規定により昭和三十一年九月に差し出すべきこととなる

受給者のうち総理府令で定める者については、同年に限り、同条同号の規定にかかわらず、昭和三十三年六月に差し出すものとする。

附則 昭和三十三年五月二十九日政令第一四四号

この政令中、恩給給与規則第二條ノ三及び第三條ノ三の改正規定は昭和三十三年十月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。



2 臨時恩給等調査会令（昭和三十三年政令第三百二十九号）は、廃止する。

4 恩給給与規則第三十四条ノ四第二号に掲げる者以外の受給者にあつては、同条第一号の規定にかかわらず、昭和三十三年に限り、同令第三十四条ノ三第一項の書類を差し出すことを要しない。

附則（昭和三十三年六月二日政令第一五九号）  
この政令は、昭和三十五年七月一日から施行する。

附則（昭和三十四年四月一六日政令第一三〇号）  
この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 恩給給与規則第三十四条ノ四第二号に掲げる受給者にあつては、同号の規定にかかわらず、昭和三十四年に限り、同令第三十四条ノ三第一項の書類を差し出すことを要しない。

附則（昭和三十四年十一月二四日政令第三三九号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十五年六月二八日政令第一八一号）  
この政令は、公布の日から施行する。

この政令中、第一条の規定は昭和三十五年七月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附則（昭和三十六年六月一六日政令第一九六号）  
この政令は、昭和三十六年十月一日から施行する。

附則（昭和三十七年六月一日政令第二二九号）  
この政令は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第二条ノ十四、第十条ノ七第三項及び第十条ノ十第三項の改正規定並びに附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

1 この政令は、昭和三十七年九月一日から施行する。ただし、第二条ノ十四、第十条ノ七第三項及び第十条ノ十第三項の改正規定並びに附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

2 恩給給与規則第三十四条ノ三第一項に規定する書類を同令第三十四条ノ四第一号の規定により昭和三十七年九月に差し出すべきこととなる受給者については、同条同号の規定にかかわらず、同年に限り、昭和三十八年三月に差し出すものとする。

附則（昭和三十七年九月二九日政令第三九一号）  
この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

附則（昭和三十八年六月二七日政令第二二一号）  
この政令は、昭和三十八年十月一日から施行する。

附則（昭和三十九年七月六日政令第二三四号）  
この政令は、昭和三十九年十月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

1 この政令は、昭和三十九年十月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

2 恩給給与規則第三十四条ノ三第一項に規定する書類を同令第三十四条ノ四第一号の規定により昭和三十九年九月に差し出すべきこととなる受給者については、同条同号の規定にかかわらず、同年に限り、昭和四十年三月に差し出すものとする。

附則（昭和四〇年五月二五日政令第一七一号）  
この政令は、昭和四十年十月一日から施行する。

附則（昭和四一年七月八日政令第二四四号）  
この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は公布の日から、第二条ノ四の改正規定、第二条ノ五の改正規定（第二十四条の七）を「第二十四条の八」に改める部分に限る。第十條ノ四の改正規定（第二十四条の七）を「第二十四条の八」に改める部分に限る。

1 この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は公布の日から、第二条ノ四の改正規定、第二条ノ五の改正規定（第二十四条の七）を「第二十四条の八」に改める部分に限る。第十條ノ四の改正規定（第二十四条の七）を「第二十四条の八」に改める部分に限る。

1 この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は公布の日から、第二条ノ四の改正規定、第二条ノ五の改正規定（第二十四条の七）を「第二十四条の八」に改める部分に限る。第十條ノ四の改正規定（第二十四条の七）を「第二十四条の八」に改める部分に限る。

1 この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は公布の日から、第二条ノ四の改正規定、第二条ノ五の改正規定（第二十四条の七）を「第二十四条の八」に改める部分に限る。第十條ノ四の改正規定（第二十四条の七）を「第二十四条の八」に改める部分に限る。

附則（昭和五〇年十一月七日政令第三一六号）  
この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は公布の日から、第二条ノ四の改正規定、第二条ノ五の改正規定（第二十四条の七）を「第二十四条の八」に改める部分に限る。第十條ノ四の改正規定（第二十四条の七）を「第二十四条の八」に改める部分に限る。

（る。）及び第十九条ノ三第三項の改正規定は昭和四十二年一月一日から、施行する。

2 恩給給与規則第三十四条ノ四の臨時特例に関する政令（昭和三十六年政令第九十七号）は、廃止する。

附則（昭和四十二年七月二七日政令第二〇六号）  
この政令は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附則（昭和四十五年六月二日政令第一六七号）  
この政令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

この政令は、昭和四十六年十月一日から施行する。

附則（昭和四十六年六月二日政令第一九六号）  
この政令は、昭和四十六年十月一日から施行する。

附則（昭和四十七年九月三〇日政令第三四八号）  
この政令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附則（昭和四十八年七月二四日政令第二〇五号）  
この政令は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附則（昭和四十九年六月二七日政令第二二六号）  
この政令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

この政令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附則（昭和五〇年十一月七日政令第三一六号）  
この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、昭和五十一年七月一日から施行する。

附則（昭和五二年五月二四日政令第一五七号）  
この政令は、昭和五十二年八月一日から施行する。

附則（昭和五四年九月二六日政令第二五八号）  
この政令は、昭和五十四年十月一日から施行する。

この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附則（昭和五五年九月三〇日政令第二四九号）  
この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附則（昭和五五年九月三〇日政令第二四九号）  
この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附則（昭和五五年一月三一日政令第二七七号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年九月二五日政令第二六〇号）  
この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則（昭和五八年九月二七日政令第二〇三号）  
この政令は、昭和五十八年十月一日から施行する。

附則（昭和五九年六月九日政令第一八二号）抄  
この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第三十四条ノ四の規定は、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）附則第十条第一項に規定する旧軍人又は旧準軍人の遺族として恩給を受ける者（以下「旧軍人等の遺族恩給受給者」という。）については昭和六十三年九月三十日まで、旧軍人等の遺族恩給受給者以外の受給者（都道府県知事が裁定した恩給を受ける者を除く。次項において同じ。）については昭和六十四年九月三十日までの間は、適用しない。

附則（昭和六三年五月二四日政令第一五四号）  
この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第三十四条ノ四の規定は、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）附則第十条第一項に規定する旧軍人又は旧準軍人の遺族として恩給を受ける者（以下「旧軍人等の遺族恩給受給者」という。）については昭和六十三年九月三十日まで、旧軍人等の遺族恩給受給者以外の受給者（都道府県知事が裁定した恩給を受ける者を除く。次項において同じ。）については昭和六十四年九月三十日までの間は、適用しない。

3 前項の場合において、旧軍人等の遺族恩給受給者以外の受給者は、改正後の第三十四条ノ三第一項に規定する書類を昭和六十三年七月に差し出さなければならない。ただし、昭和六十二年九月一日以後に恩給の裁定を受けた者については、この限りでない。

附則（平成四年三月三一日政令第七五号）  
この政令は、平成四年四月一日から施行する。

1 この政令は、平成四年四月一日から施行する。

2 改正後の恩給給与規則及び国会議員互助年金法施行令の規定は、次項に規定する場合を除き、この政令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前のこれらの命令の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この政令の施行前に支給庁が年金たる恩給を受ける権利が消滅し又は停止されるべき事由がある。

この政令の施行前に支給庁が年金たる恩給を受ける権利が消滅し又は停止されるべき事由がある。

あることを知ったときは、改正前の恩給給与規則第二十九条又は国会議員互助年金法施行令第二十四条の規定は、この政令の施行後においても、なおその効力を有する。ただし、改正後の恩給給与規則第二十六条ノ三又は国会議員互助年金法施行令第二十条の二の規定により裁定庁の通知があったときは、この限りでない。

4 改正前の恩給給与規則又は国会議員互助年金法施行令の規定により支給庁又は関係庁を経由してされた通知又は届出は、改正後のこれらの命令の規定によりされた通知又は届出とみなす。

附 則 (平成七年六月七日政令第二三一号)

この政令は、平成七年七月一日から施行する。

附 則 (平成二二年六月七日政令第三〇四号) 抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成二四年二月一八日政令第三八五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年二月三日政令第四七一号)

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月一五日政令第三二二号)

この政令は、行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月三〇日政令第八一号)

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年二月一四日政令第三六一号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(恩給給与規則の一部改正に伴う経過措置)  
第八条 施行日前に行われた第五条の規定による改正前の恩給給与規則第二十六条ノ三の規定による通知に従い施行日以後に行う恩給の支給については、同令第二十七条及び第二十八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第二十七条中「支給庁」とあるのは「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条ニ規定スル郵便貯金銀行ヲ謂フ次条ニ於テ同ジ)」と、「前条」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十九年政令第二百三十五号)第五条ノ規定ニヨル改正前ノ第二十六条ノ三」と、同令第二十八条中「支給庁」とあるのは「郵便貯金銀行」とする。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第七六号)

この政令は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年五月二九日政令第一九五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十六年五月三十日)から施行する。

附 則 (平成二七年一月二六日政令第三九二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(経過措置の原則)  
第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年四月一五日政令第一九九号)

(施行期日)  
第一条 この政令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年六月一日)から施行する。

(経過措置の原則)  
第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年四月一五日政令第一九九号)

(施行期日)  
第一条 この政令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年六月一日)から施行する。

(経過措置の原則)  
第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年四月一五日政令第一九九号)

(施行期日)  
第一条 この政令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年六月一日)から施行する。

(経過措置の原則)  
第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年四月一五日政令第一九九号)

(施行期日)  
第一条 この政令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年六月一日)から施行する。

(経過措置の原則)  
第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年四月一五日政令第一九九号)

(施行期日)  
第一条 この政令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年六月一日)から施行する。

(経過措置の原則)  
第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年四月一五日政令第一九九号)

(施行期日)  
第一条 この政令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年六月一日)から施行する。

(経過措置の原則)  
第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

この政令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年六月一日)から施行する。